

帯広市競争入札参加資格審査取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市契約規則（昭和39年規則第22号）第6条第3項（同規則第19条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、帯広市が発注する次の各号に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る契約
- (2) 建設工事に係る委託業務（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等をいう。以下同じ。）に係る契約
- (3) 物品の購入、役務の提供、並びに物件の借入れ及び売払い（以下「物品調達等」という。）に係る契約

(申請の要件)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札参加資格に係る申請をすることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (2) 帯広市の市税の滞納がある者
- (3) 消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (4) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者

2 建設工事の競争入札参加資格の申請をする者は、前項に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者であること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
- (3) 直前2年間の事業年度において、申請工種に対応する完成工事高があること。

3 建設工事に係る委託業務及び物品調達等の競争入札参加資格の申請をする者は、第1項に規定する要件のほか、官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合には、当該許可、認可、登録等を得ている者とする。

4 建設工事に係る委託業務の競争入札参加資格の申請をする者は、別に公示する審査基準日において引き続き1年以上その事業を営み、かつ、直前1年間の事業年度において事業高があることを要する。

5 物品調達等の競争入札参加資格の申請をする者は、審査基準日において引き続き1年以上その事業を営んでいる者であることを要する。

6 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された協同組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された

協業組合であって、次のいずれかに該当する場合は、前2項の営業年数にかかる要件は適用しないものとする。

- (1) 経済産業省の各地方経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合又は協業組合で設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。
(資格審査申請書の提出)

第3条 競争入札参加資格の申請をする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に係る書類を添え、市長が定める期間内に申請しなければならない。

2 市長は、競争入札参加資格、申請書の提出の期間、申請書の提出の場所及び方法等必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

(資格審査)

第4条 競争入札参加資格の申請の審査は、原則として定期の申請により4年ごとに行う。ただし、市長が必要と認めたときは、随時の申請により行うことができるものとする。

- 2 市長は、第2条に定める要件について、前条の規定により提出された申請書等を審査し、競争入札参加資格の有無を認定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により資格を有すると認定した者（以下「参加資格者」という。）については、競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するとともに、その旨を公表するものとする。

(格付)

第5条 市長は、前条の規定により資格審査を実施した場合は、必要に応じ、別に定めるところにより格付を行うものとする。

(資格の有効期間)

第6条 競争入札参加資格の有効期間は、資格審査の認定を受けた年度の4月1日からの4年間とする。

- 2 第4条第1項ただし書の規定により申請書を提出した者に係る資格の有効期間は、別に定める。

(資格及び格付の承継)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格者の競争入札参加者の資格及び格付の承継を認定することができるものとする。ただし、承継を受ける者が第2条第1項に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 相続により参加資格者の営業を承継した者
- (2) 参加資格者である個人営業者により設立され、その営業の譲渡を受けた会社であって、当該個人営業者が現にその取締役又は社員に就任している者
- (3) 参加資格者である会社の取締役又は社員であった者であって、当該会社の解散に伴いその営業の譲渡を受けて個人営業者となった者
- (4) 合併により新設された会社又は合併後に存続することとされた会社であって、その取締役又は社員に合併により解散した参加資格者である会社の取締役又は社員であった者が就任している者
- (5) 参加資格者である会社から営業の全部又は一部の譲渡を受けた会社
- (6) 前各号に掲げる者に準ずると認められる者

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する者に対し、速やかにその旨を合併等届（様式第 2 号）により届出させなければならない。

（申請事項の変更）

第 8 条 参加資格者は、次に掲げる場合に該当するときは、速やかに競争入札参加資格審査申請書変更届（様式第 3 号）に当該事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 商号又は名称（受任者を含む。）を変更した場合
- （2） 所在地（受任者を含む。）又は電話・FAX 番号を変更した場合
- （3） 代表者職氏名又は受任者職氏名を変更した場合
- （4） 使用印を変更した場合
- （5） 営業を休止し、又は廃止した場合
- （6） その他市長が必要と認める場合

（資格の取消し等）

第 9 条 市長は、参加資格者が次の各号又は第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった場合は、その参加資格者の資格を取り消し、又は停止（以下「資格の取消し等」という。）することができる。

- （1） 第 3 条第 1 項に規定する申請において虚偽の申請をした者
- （2） 法令の規定による許可、免許、登録等（以下「許可等」という。）を必要とする場合において、許可等を有しないこととなった者
- （3） 競争入札参加資格の辞退の申出があった者
- （4） その他市長が参加資格者として適当でないと認めた者

2 市長は、前項の規定により参加資格者の登録の取消し等をしたときは、名簿から削除するとともにその旨を当該参加資格者に通知するものとする。

（附則）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成 28 年 11 月 17 日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和元年 12 月 2 日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。